

官報

号外 昭和四十八年七月十三日

○第七十二回 参議院會議録第二十九号

昭和四十八年七月十三日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第三十一号

昭和四十八年七月十三日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づき昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)

第二 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(衆議院提出)

第三 自動車事故対策センター法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(AT-A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づき昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)

日程第一 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づき昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。櫻内農林大臣。

〔国務大臣櫻内農林大臣、拍手〕

○国務大臣(櫻内農林大臣) 昭和四十七年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十七年度林業の動向に関する年次報告について申し上げます。

わが国の森林・林業は、近年資源的制約、林業労働力の減少等により国内林業生産活動が停滞する中で、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成等森林の持つ公益的機能に対する国民的要請が高まる一方、木材供給量の過半を占める外材についても、産地国の社会経済情勢の変化等を背景としてその供給事情にきびしさを加えている等、きわめて困難な情勢に直面しております。

まず、木材の需給の動向を見ますと、昭和四十六年には景気後退による建築活動の停滞等により木材需要は減少し、木材価格は大幅に下落する等、近年まれに見る動きを示したのであります。昭和四十七年には、民間住宅の建築等を中心とした景気回復が急速に進む中で、木材需要は急速かつ大幅に増加したのに対して、これに対応すべき国内生産はなお停滞的に推移する一方、外材輸入は相当程度増大して総供給量はある程度増加

したものの、なお増大する需要に対応し得ず、この需給の逼迫、不況段階での在庫調整が進んでいたこと等の要因が複合して、秋から年末にかけての木材価格の高騰を招くこととなったのであります。

なお、わが国の木材供給に重要な位置を占めている外材の輸入につきましては、産地国における住宅建築の急増、丸太輸出規制の強化、自然保護運動の高まり等産地国の社会的経済的諸問題が顕在化してきております。

次に、林業生産活動を見ますと、国内の素材生産は、資源的制約、木材価格の低迷等を反映して昭和四十三年以降減少傾向をたどり、人工造林面積も、伐採量の減少から趨勢的に減少しております。昭和四十七年の下期には、木材価格の上昇等により、生産活動がやや積極化している面も見受けられます。

林業経営の動向につきましては、昭和四十六年は木材価格の下落等を反映して林業家の経営収支は悪化しております。また、林業就業者については、常用労働力は安定しつつあるものの、総数では減少傾向を見せており、林地の保有については、依然として零細規模の農林家が圧倒的に多数を占めておりますが、人工林化の進展等その保有山林の内容が充実しつつある一方、山林を保有する非農家世帯等が増加しつつあること、林地の転用が地域的にはかなり進んでいること等見のがし得ない問題も存在しております。

また、森林の持つ多角的機能の発揮に対する国民的要請に即応して、木材生産等の経済的機能と国土の保全等の公益的機能との調和に十分配慮した適正な森林施策の実施と、これを推進するための援助措置の拡充が期待されるほか、山村及び都市における森林・林業の位置づけを明らかにするとともに、特に無秩序な森林の開発行為の規制、レクリエーション利用の増加に対応した森林の保全管理の充実、都市緑化の推進等の措置を講じていくことが必要となっております。

なお、国有林野事業については、すぐれた国有林野を次代の国民に引き継ぐため、長期的視点に立って、国有林野の公益的機能の維持増進をはかるための諸施策の充実強化、各種事業の改善合理化等、事業全般にわたる抜本的改善対策を樹立し、これを着実に推進することが強く望まれております。

以上が第一の林業の動向の概要であります。また、第二部におきましては、昭和四十六年度及び四十七年度において林業に関して講じた諸施策を記述しております。

次に、昭和四十八年度において講じようとする林業施策について申し上げます。以上のような林業の動向に対処するため、政府といたしましては、昭和四十八年度におきまして、林業及び造林事業の計画的推進等林業生産基盤の整備、林業構造の改善、林産物需給の安定及び流通加工の合理化、林業従事者の福祉の向上及び養成確保、治山事業の拡充、緑化の推進等森林の持つ公益的機能の維持増進等各般の施策を推進するほか、森林の開発行為の規制、森林組合制度の改善等を中心とする法制の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして概要の説明を終わります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告されました林業白書について、総理及び関係大臣に質問いたします。

わが国の林業は、林業基本法の目的と大きく乖離し、いまや崩壊の危機にあると言つて過言ではありません。すなわち、外材の輸入量は総供給量の五四%を占めるに至り、国内林業を圧迫し、林業家の生産意欲を減退させ、林業労働力の減少と高齢化をもたらし、それがために木材の正常な流通は阻害され、価格の不安定、なかならず昨秋以

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)

七六〇

降の用材の常軌を越える暴騰は、国民に多大な損害を与えました。加うるに、林地の乱開発は森林の公益機能をもそこなうこととなり、各般にわたつてまさに重大な局面に達していると言わざるを得ません。このことは、林業基本法にもっともらしい目的と政策を掲げながら、実はパルプ産業をはじめ大資本の要求を満たし、経済の高度成長実現のために、木材の低価格政策と安上がり林政を進めた歴代自民党内閣に責任があると断ずるのであります。これまで政治の中枢にありました総理は、この現状についてどう分析し、その責任をいかに痛感されますか、御所見を伺いたいたいであります。

第二点は、資源としての森林を政府はどのように理解し、どう対処しようとしているかということとであります。

環境保全、治山治水、水源涵養といった森林の公益機能を重視し、国内生産に過大な期待をかけるべきではなく、むしろ開発輸入等海外に依存したほうがよいという意見があります。また一方では、海外の木材資源には限界があり、国内の森林資源の質的構成を高め、将来に備えるべきであるという強力な意見も存在いたします。そしてこの二つの意見は、森林の公益的機能と経済的利用は十分両立できるとの従来の政府の方針に象徴されるように、何の脈絡もなく併存しているやに見受けられます。このことは、本年改定されました森林基本計画でもいえるのであります。なるほど、一応は天然林の破壊に通ずる人工林率と国内生産量の多少の減少は見られるものの、将来にわたつて五割増しの人工林造成は、天然林の伐採を余儀なくし、森林の公益的機能をそこなうおそれなしとしないのであります。したがつて、この二つのことを調和させながら施策を進めるについては、たとえば公益機能重点型森林と木材生産重点型の森林とを区分し、公益機能型森林については、その機能の保護培養を積極的に進めることが必要であり、特に、最近における各地での乱

開発の現状から見て、国公有化を進めることなくしてその実現は不可能であります。総理の見解とともに、環境保全の立場から見て環境庁長官の見解は、いかがでありますか、お答えをいただきたいと存じます。

第三に、木材需給関係についてお尋ねをいたします。政府が本年改定をいたしました林産物長期需給見通しによれば、昭和五十六年の総需要量一億三千四百八十万立方メートルのうち、外材依存率は六三%に達し、輸入量は現在より四〇%も多く見込んでおります。この数値は、前回計画の外材依存率二六%に比べて飛躍的なものであり、また、国内供給量は、前回計画より大幅に減じたといえ、二十年後には二七%増、五十年後には二倍強になると見通してあります。私は、この新計画を見て、再び新しい危機を感じるのであります。それは、最近における輸出国の動向は、社会的にも経済的にも幾多の問題が提起されつつあり、このような大量の輸入が期待できるものであろうかという疑念と、また国内生産にしても、生産力の高い人工林の大部分が戦後造林された若齢林であることから、将来の生産力は一時期高まるであろうことは予想されますが、それにしても、五十年後にその生産を二倍にすることが可能性について疑問を持つのであります。あまつさえ、環境保全等公益機能の強化問題や、無計画な森林の乱開発の進行を見るにつけ、政府の計画が画餅にひとしいものと思われるのであります。この計画の実現は、十分な財政に保証された緻密な積算に基づく具体的施策計画が必要であらうと考えますが、農林大臣の具体的答弁を求めます。

また、外材の輸入についても、ただに乱伐開発ではなく、新植、更新の助成をするなど、現地住民の共感を得る秩序ある輸入を確保せねばなるまいと考えるのであります。そのための具体的措置について通産大臣の所信を問うものであります。

第四に、木材資源の消費節約について伺います。

さきに述べたとおり、わが国の木材消費量の伸びは驚異的と言わざるを得ません。この消費増大が、真に価値あるものとして国民の生活に寄与するものであるか、この際、見直す必要があるのではないかと思ひます。ちなみに、木材を原料とする紙、パルプについて見ますと、昭和四十六年の消費量は、昭和四十年に比し八〇%の伸び率を示し、総需要量の二五%を占めております。一人当たり紙の消費量は、昭和二十八年がほぼ二十キログラムであつたのに対し、今日では百二十キログラムと、実に六倍に増大をしております。増大の理由はさまざまあるにしても、まさに過剰包装、広告チラシのはらんなど、加工業として付加価値が高くと、消費者から見ても無価値にひたひた消費構造になっているのではないかと考へられるのであります。しかも、使い捨てが当然のごとく、回収再生率はわずかに三六%と少なく、いたずらにごみ処理を困難にし、パルプ工業のヘドロは深刻な公害の源をなしていることを思へば、消費量の増大が必ずしも人間生活を豊かにしているとは考えられず、むしろ破壊を促進しているとも見られるのであります。そしてこの貴重な資源は、世界的に減少し、確保が困難になりつつあることに注目せねばなりません。でありますから、資源は大切に、浪費を慎み、自然の循環の範囲の中で生活すべき節度ある消費構造を形成することが肝要であらうと考えます。いまこそ消費は美德とする大量生産、大量消費の社会経済体制を是正し、消費観念の転換をはかるべき時期であらうと存じます。また、そのためには、学校教育及び社会教育の場において一大啓発運動を提起するとともに、企業家に対しまして、真に価値あるものを創造する社会的責任の上にも企業活動は存在するという自覚を促す必要があらうと考えますが、総理はじめ農林、通産大臣の御所見とともに、その必要性を認める立場に立つとすればい

かが対処されますか、お答えをいただきたいと存じます。

第五は、木材の生産体制及び流通並びに価格問題について伺います。

昨年から今年初頭にかけて、木材価格は、日本銀行発表の卸売物価指数で見ると、四十年を一〇〇として、四十七年十月の一四八%から十二月の二一〇%と未曾有の暴騰を示しました。白書は、住宅金融の著増等による国内需要の異常な高まりにその原因があるとしておりますが、思うに、これは田中内閣発足にあつて出された列島改造政策を機に、外材の大部分を掌握する大手商社の投機行為があつたものと見られるのであります。それを証明するがごとく、この三月期決算における木材部門の利益は、総営業利益の三分の一を占め、また前期の木材収益の七倍に及んだ商社もあつたのであります。事実、今日の木材流通は、総合商社がその金融力を背景に外材をほぼ完全に支配し、価格の操作を行なっていることと見られることは、明らかに社会悪であり、容認することはできません。農林大臣にお伺いをいたしますが、白書においてこの事実について一言も触れておられないのは、いかなる理由でありましょうか。また、投機行為の存在をお認めになりますか。認めるとすれば、今後どのように対処なさるおつもりか、答弁をお願いいたします。

さらに、さきにも述べたとおり、今日の需給関係は、より外材依存度を高めてはおりますが、森林資源基本政策はその依存度を過減し、国内生産に力点をかけることとなっております。この際、外材輸入利益の一部を国内林業振興の資金に活用する手段について検討してみてもどうかと考えますが、御所見を承りたいと存じます。

また、その流通面を見ますと、外材が主流を占め、総合商社が掌握して製材工業における大量生産及び流通面における大口取引を推進し、このため国産材は流通圏を狭められ、不振をかこつ状況にあり、国内林業の衰退を意味するものと言わざ

るを得ません。すみやかに森林組合の強化をはかり、造林、伐採、製材、出荷等の協同一貫体制を確立し、市場を拡大するなど、流通体系の合理的整備が急務と考えられますが、農林大臣の所見と対策について答弁を求めます。

と同時に、最も重要なことは、林業生産のいい手である林業労働者の確保、そのための山林生活環境及び労使関係の近代化等、抜本的な林政の転換が必要であると考えます。林業基本法に、他産業並みの生活が確保できる所得水準、労働条件の実現をうたう久しいにもかかわらず、労働省発表の産業別労働賃金を見ても、全産業平均三千七百十七円に対し、林業造林手は二千円と著しく低く、しかもチェーンソーの導入等機械化による労働災害は増大の傾向にあり、猶予することなく、労働条件、作業環境の改善整備をはからねばならないと存じます。そのために林業労働法の制定が強く望まれるのでありますが、政府の具体的対策と、その法制化に対する見解を農林、労働大臣よりお聞きしたいのであります。

さらに、重要なことは、林地の乱開発を防止し、地権が村外に流出することを防ぐことでもあります。不動産業者の林地の買収は目に見えませんが、これを放置すれば、林家の生産意欲を減退させるのみならず、森林基本計画の示す二千五百十万ヘクタールの森林の保護はとうてい不可能でありましょう。今回、政府は、森林法の改正に随って、ある程度の制度的措置を考慮しているやに見受けられますが、いずれもびぼうの措置であり、もし計画どおりの森林保護を期待するとすれば、農地法にも匹敵する効果ある制度を樹立する必要があると考えますが、農林大臣の所見をお伺いいたします。

第六点として、国有林野事業についてお伺いをいたします。

言うまでもなく、国有林は国民の貴重な財産であり、多角的な森林機能は、有形無形のはかりしれない利益をもたらしております。それだけに、

その運営は国民の理解と共感を得るものでなければなりません。そしてまた、国有林野事業の経営は、わが国森林資源政策との関連の中で進められなければならないと考えます。とかく特別会計という企業の経営の中で、収支の動向によつてのみ組織や事業の規模の増減が論ぜられがちであり、過度に出された林政審議会の答申を見ましても、ただに国有林野内部の問題として矮小化され、その事業量にのみ組織機構を合わせようとしているやに見受けられるのであります。これは新しい森林基本計画に対応する国有林野事業の姿勢としては消極的に過ぎると思つておられます。むしろわが国の森林経営及び林業が危機的状態であればあるほど、国有林野事業の持つ専門的経験と技術及び訓練された労働力等、諸機能を国全体の森林経営の中に位置づけ、活用することこそが重要であると考えるのであります。たとえば、荒れた国有林の経営を国が代行するとか、あるいは買収して国有林野に組み込むとか、また、森林組合の労働者と労働提携をして民有林の造成を進めるとか、当面する諸問題を克服するために積極的な姿勢が必要であると考えるのであります。国有林野事業のあり方について農林大臣の所見を求めます。

最後に、これまで述べましたとおり、わが国の林業はまさに危機に直面しておるのであります。基礎産業としての位置づけと施策は、農業部門、漁業部門に比べ、いまだ不十分であると言わざるを得ません。したがって、この際政府の抜本的な政策、とりわけ、一昨年六十五国会において特別決議いたしました林業振興に関する具体的方策の実行計画と表現のための決意について、総理及び農林大臣の所見を求めまして質問を終わります。(拍手)

【農務大臣田中角榮君登壇、拍手】
○農務大臣(田中角榮君) 村田秀三君にお答えをいたします。
第一は、わが国林業の現状と政策方向について

でございますが、経済社会の発展の中で、森林の有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成等の公益的機能に対する国民の要請が高まる一方、住宅等の建築資材といったして、国民生活に欠くことのできない木材の安定的供給をはかることも、また重要な課題となつておるのであります。このような情勢にかんがみまして、政府は、さきに森林資源の総合的な整備を目的とする森林資源に関する基本計画、第四次治山事業五年計画等の長期計画を改定いたしますとともに、これらに基づき、林道、造林等、林業生産基盤の整備充実、治山事業の拡充、林業構造改善の推進、林業従事者の福祉向上と養成確保、木材輸入の円滑化等の諸施策を積極的に展開をしてきておるのであります。

また、森林の公益的機能の維持増進と森林生産力の増大をはかる観点から、国土総合開発法案におきましては、森林として保全すべき森林地域を定めることとしたとしますとともに、森林法改正案において林地の開発行為を規制する等、森林の無秩序な開発を防止するための法制の整備をはかることとしたしておるわけであります。これらの諸施策を推進いたしますことによりまして、森林・林業に対する国民的な期待にこたえてまいりたいと考えております。

次は、公益的機能重点型森林と木材生産重点型森林を区別をして、前者については、国有または公有化を進めたほうがいいのではないかと御指摘でございますが、森林には、自然環境保全法の原生的自然環境保全地域等のように、明らかに経済的機能を期待できないものもありますが、ほとんどの森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成等の公益的機能と、国民生活に不可欠な木材生産等の経済的機能をあわせて発揮することを要請されておることは、御承知のとおりであります。このような森林の多様な機能は、一見相いれない性格を持つように考えられがちでございますが、森林が自然生態系の一環であるとして

いう特性から、その自然条件に応じた適正な森林施策を実施することによつて、森林の多様な機能を調和させることは可能であると考えておるのであります。しかし、保安林等公益的機能を重視する必要がある森林につきましては、通常の林業経営活動にかんがりの制約が加えられる場合もあります。したがって、これに対しては税制上の優遇措置や助成を行なうほか、必要に応じ、国による保安林の買入れ等を実施しておるわけであります。森林の公益的機能の発揮に対する国民的な要請の高まりに対応いたしまして、これら諸施策をさらに充実してまいらなければならないと考えております。

次は、消費は美德とする大量生産、大量消費の社会経済体制を是正し、消費觀念の転換をはかつてはどうかという趣旨の御発言でございますが、政府は、本年二月に、経済社会基本計画を策定し、わが国経済社会の進むべき方向と、そのための新しい政策体系を明らかにいたしましたのであります。今後、この計画の基本的考え方に基づいて政策運営を行なつてまいりたいと考えております。特に、資源と環境の有限性に配慮し、使い捨てるの経済を反省をし、消費をしない消費生活と環境を汚染しない経済活動への転換をはかつてまいり所存でございます。このため政府としては、御指摘のように学校教育、社会教育の場におきまして消費者教育の推進にとめましますとともに、企業をはじめ、国民各層の意識の転換が進むよう努力する必要があると考えておるのであります。

なお、大量生産、大量販売の経済活動につきましては、それが生産コストや販売コストの軽減を通じて、物価引き下げ効果を持っておりますので、資源浪費のデメリットを除去する方向で検討していくことが妥当ではないかと考えられるのであります。

最後は、林業振興の決議等についての御発言に對してお答えをいたします。
政府としましては、さきに森林資源に関する基

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)

七六一

本計画及び林産物の長期の需給見通しを改定いたしました。また、造林事業の積極的拡充、林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施業の拡充、国有林治山事業に対する一般会計負担の拡充等、それぞれ所要の措置を講じてきたところであります。今後におきましても、森林・林業をめぐる諸情勢の変化等を十分考慮に入れて、所要の施策を実施してまいりたいと考えています。

残余の問題に対しては、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君) 拍手〕

○国務大臣(櫻内義雄君) ます、木材の需給についてのお尋ねでございます。林産物の需要及び供給に関する長期の見通しを引用してお尋ねであつたと思いますが、今後のわが国の木材需要量は、経済社会の発展に伴って増大いたしますが、これに対する国内供給量は、極力森林資源の整備につとめたいたしまして、資源的制約等から増大する木材需要には対応し得ず、今後とも長期にわたって相当量の木材を必要としたしておるわけでございます。しかし、海外における木材資源についても、産地国の社会経済事情等から見て、案観を許さない状況にあるので、秩序ある輸入の促進、産地国の森林資源の開発造成への協力等の外材の長期安定的確保対策を積極的に推進する必要があると存じます。

このような森林・林業をめぐらさるべき情勢にかんがみ、従来にも増して適正な森林施業の推進をはかるほか、造林の推進、林道等の生産基盤の整備拡充、林業構造の改善等の施策の積極的な推進をはかり、長期的な観点に立つて森林資源の充実につとめ、木材供給力の増大につとめてまいりたいと思ひます。

木材についての消費節約についてお答え申し上げます。

わが国の木材需要は、経済成長に伴い、製材用、合板用、パルプ用等全般にわたる増大を続けしておりますが、一方、供給については、資源的制

約等から、極力国内森林資源の整備につとめたいたしまして、先ほど申しましたように、今後増大する需要には対応し得ず、相当期間外材にたよらざるを得ない実情にございます。したがって、お説のように、資源節約的技術の開発等による木材資源の効率的利用をはかることが必要であり、資源を大切に、その節度ある消費構造が形成されるよう、一そう啓蒙をはかる必要があると存じます。

次に、投機行為等についてお答え申し上げます。

白書に触れておりませんのは、農林省においては、昨年夏以降の木材価格の高騰に對処し、都道府県の協力も得て、主要な消費地及び生産地において、加工・流通各段階における在庫状況等、流通現況の調査を数次にわたって実施いたしました。その限りにおいては、特に投機等の動きは認められなかつたのであります。しかし、木材は建築資材等として国民生活との関連の高い物資であるので、農林省としては、主要商社に對し、円滑な外材の輸入及び適正な価格の形成について要請を行なつてきており、今後とも指導を強めてまいりたいと存じます。

なお、木材は、昨年夏以降の著しい高騰を示した経緯がありますので、生活関連物資の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に關する法律の指定物資として必要な調査を行なう等の措置を講ずることとしております。

なお、課徴金等の措置をとることによつて外材輸入利益の一部を国内森林保護育成のために活用するという考え方を示してございしましたが、経済の国際化の趨勢に逆行するため木材輸出国より強い反発が予想されるほか、木材価格の上昇につながるおそれがある等の基本的な問題がありますので、慎重に検討してまいりたいと思ひます。

森林組合は、従来から組合員からの受託施業及び受託経営、さらには販売事業等を通じて、生産から流通の各段階にわたる協業により、木材の安

定供給に相當の役割りを果たしてきておるところでございます。今後、森林組合等を中心とする一貫した林産物供給体制の整備等を内容とする第二次林業構造改善事業の強力な推進等につとめ、生産から流通にわたつての協業体制を推進し、安定した国産材の供給体制の確立につとめてまいりたいと思ひます。

林業労働法の制定等、法制的整備の必要性につきましては、労働条件の基準や、社会保障制度のあり方等、労働施策の基本にかかわる重要な問題でありますので、労働省等の関係方面と密接な連携を保ちつつ、慎重に對処してまいりたいと思ひます。

最近、各地で山林の投機的取引及び乱開発が問題となつておりますが、このような事態に對処して、政府としては、すでに特別土地保有税制度を創設し、実施することとしておるほか、土地利用基本計画の作成、土地売買等の規制、特別地域における土地取引の規制等を内容とする国土総合開発法案及び森林の開発許可制等を内容とする森林法改正案を提出しておるものでございまして、これらの諸制度を適正に運用することによつて、林地の価格の高騰や乱開発を防いでまいりたいと思ひ次第でございます。

国有林野事業の運営については、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能をより重視する事業運営を指向いたしております。

また、国有林野事業の組織、技術等を活用して民有林の造林を推進することにつきましては、林業生産活動は、基本的には林業者及びその組織する団体の自主的な努力を助長することを旨として、従来から各種施策を講じてきております。林業労働力はその特殊性により、地域間の流動化に相當な努力を必要といたしますし、民間事業体に對しても森林組合(労働班)等の組織が育ちつつあること等から、なお慎重に検討が必要であると思ひます。

林業振興決議については、総理よりお答えをいたしました。その趣旨を十分尊重して、すでに民有林造林に對する助成制度の大幅な改善等造林事業の積極的推進、林道助成体系の改善、大規模林業園開発林道事業の実施等林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施業の拡充、国有林治山事業に對する一般会計負担の拡充等、それぞれ所要の改善措置を講じてまいつておるのでございまして、御了承をいただきたいと思ひます。

〔国務大臣(三木武夫君) 村田君の御質問に答へをいたします。〕

村田君も御指摘のように、森林は木材資源の供給という経済的側面ばかりでなしに、広く人間を含む生物の持続的な生存の基盤であることは申すまでもないわけでありまして、

ことに、森林に象徵される緑に對する国民の要請というものは、日増しに高まつてゐる。こういう要請にこたへて、環境庁は、いままで、おそろしく初めてだと思ふのですが、専門家の協力を得て、全国的に自然環境保全に對する基礎的な調査を行なつておるわけでありまして、一年間で調査を終る。この調査の結果を踏まえ、自然公園法、自然環境保全法、またこの国会に提出されておる都市緑地保全法案、こういう運営を通じて、自然環境の保全をはかつていきたい。その場合に、保全が困難な地域は、その地域を公有化するることによつて、自然環境の保全に遺憾なきを期したいという考えであります。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 外材輸入の確保に關する具体的措置いかんという御質問でございますが、最近における統計を見ますと、外材輸入の率は非常に上昇してまいりまして、昭和四〇年が二八・六%でありましたのが、四十七年には五五・八%、もう過半数が外材に依存するという状態になりました。〕

米国におきましては、住宅建築需要の増大と

か、環境保全運動の高まり等によりまして、輸出規制の動きが顕著に出てきております。また、西マレーシア、フィリピン、これらの国々は大体輸入量の四分の一を占める国であります。ここに於いても、原木輸出制限の動きが活発になってまいっております。しかしながら、わが国のほかの木材輸入相手国であるソ連、カナダ、インドネシア等におきましては、かなり豊かな木材蓄積量を保っており、現在のところ、米国の見られるような激しい輸出制限の動きはございません。したがって、わが国といたしましては、以上のような現状認識の上に立って、木材輸出国の実情に相応した秩序ある輸入手続きをとることが第一に必要であると同時に、開発輸入の実施、長期契約の締結等、木材の長期安定的な供給確保をはかっていきたいと思っております。

第二番目に、資源の乱費の問題でございますが、御指摘のように、いまや現代日本においては、節約は美德であると言わなければならぬ段階になってまいっております。木材は特に紙の消費のもとでございまして、木材のみならず、電気においてもあるいは石油等においてもそういう事態にいまや到達しつつあります。そこで、一方においては、産業構造の省資源化につとめるとともに、紙の回収再生等についてもわれわれはもつと積極的にやる必要があると思ひますし、資源やエネルギーの節約につきましても、まず官庁においてこれを行なう、次に産業界においてこれを実施する、そして国民にもお願いをする、こういうふうな段取りのもとに、大きなキャンペーンを開始しようと思ひまして、いま準備している最中でございします。(拍手)

〔国務大臣加藤常太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(加藤常太郎君) 村田議員にお答えいたします。
私に対する御質問は三件あったと思ひますが、まず最初に、雇用の確保についてお答えいたします。

林業の労働につきましても、作業の季節性、事業の単位の零細性等のため、雇用が不安定であり、また、一般的に労働管理の近代化がおくれているなどの問題があります。労働省といたしましては、労働管理の近代化を促進すべく監督指導につとめ、また、農林省の実施いたしております林業労働者通年就業奨励事業の推進について同省と緊密な連携をはかり、林業労働者の雇用の安定を確保する所存であります。

次に、災害についてお答えいたしますが、労働省としては、現状を踏まえ、昨年制定されました労働安全衛生法に基づいて定められた労働災害防止計画における重点の一つとして、林業の労働災害の防止につとめているところであります。今後とも管理体制の確立、安全衛生教育の徹底、健康診断の全面的実施、林業労働災害防止協会による自主的災害防止活動の促進につとめるとともに、特に白ろ病の防止については、振動の少ないチェーンソーの選定及び操作時間の短縮等を確保する所存であります。

最後のお尋ねの林業労働法の制定の問題は、農林大臣からもお答えいたしました。労働省といたしましては、安全衛生の確保につとめまして、昨年労働安全衛生法を制定いたしましたところであり、この効果的運用によりまして、林業を含む労働者全体の安全衛生は確保されるものと思ひます。さような意味で、この林業労働法の制定につきましてもは慎重に対処したいと思ひます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。
○議長(河野謙三君) 日程第二 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。災害対策特別

委員長秋山長造君。

審査報告書

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十一日

災害対策特別委員長 秋山 長造

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は、受けるおそれがあると認められる地域を避難施設緊急整備地域に指定し、避難施設及び防災管理施設の整備を促進する等の措置を講じることにより、当該地域住民の生命及び身体、農林漁業の経営の安定を図ることを目的とするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため必要な経費は、昭和四十八年度約三億円の見込みである。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十八年七月十日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ

る地域について、避難施設及び防災管理施設の整備を促進する等の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体、農林漁業の経営の安定を図ることを目的とする。

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(避難施設緊急整備計画)
第三条 避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画(以下「避難施設緊急整備計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 道路又は港湾の整備に関する事項

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案 自動車事故対策センター法案

七六四

二 広場の整備に関する事項
三 避難施設等の他の避難施設の整備に関する事項

四 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
五 その他政令で定める事項

(避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施)

第五條 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従ひ、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

第六條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第七條 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものとする。

(防災官署施設整備計画)

第八條 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整

備等に関する計画（以下「防災官署施設整備計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県知事は、防災官署施設整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び関係農業団体の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、防災官署施設整備計画を作成したときは、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前二項の規定は、防災官署施設整備計画を変更する場合について準用する。

(補助等)

第九條 国は、防災官署施設整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第十條 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(火山現象の研究及び観測のための施設等の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第三條第一項に規定する避難施設緊急整備計画及び同法第八條第一項に規定する防災官署施設整備計画

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約三億円の見込みである。

(秋山長造君登壇、拍手)
○秋山長造君 ただいま議題となりました活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、火山の爆発により、著しい被害を受け、または受けおそれがある地域を、避難施設緊急整備地域として内閣総理大臣が指定し、指定地域の避難施設緊急整備計画を作成し、避難施設及び防災官署施設等の整備を促進する等の措置を講じ、地域住民の生命及び身体の安全並びに農林漁業の経営の安定をはからうとするものであります。

本委員会におきましては、桜島等の火山活動による災害及び個人災害等の対策に関する小委員会を設置し、鋭意審議してまいりましたところでありまして、その質疑の詳細は、會議録で御承知願います。

別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（河野謙三君） 日程第三 自動車事故対策センター法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長西村一君。

審査報告書

自動車事故対策センター法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十一日

交通安全対策特別委員長 西村 一

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、自動車事故の発生防止に資するとともに被害者の保護の増進を図るため、事業用自動車の運行管理者等に対する指導及び講習、運転者に対する適性診断、交通違反等被害者に対する必要な資金の貸付等を行なうことを目的とする自動車事故対策センターを設立しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法案施行のため、昭和四十八年度自動車損害賠償責任再保険特別会計予算保険勘定に、自動車事故対策センターに対する助成に必要な経費として、四億五千万円が計上されている。

附帯決議

自動車事故による死傷者数は、年間九十万人を越えており、これを激減させるための効果的な総合的交通安全施策の推進は現下の急務である。よつて政府は、特に初心運転者標識及び免許制

度の改善、貨物自動車の過積載の防止、自動車の保管場所に対する規制の実効性の確保及び高速自動車国道における安全走行確保のための規制強化を図るとともに、左の事項に留意し、自動車事故対策に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車損害賠償責任保険の運用に当つては、被害者保護を更に徹底するとともに、保険金限度額の大幅な引上げをすみやかに実現すること。

二、自動車事故の発生の防止に資するため、自家用自動車の運転者に対する適性診断の実施を促進するとともに、十分な資金を充当して本センターの業務の拡充強化を図ること。

三、交通遺児に対する資金の貸付けについては、その対象範囲の拡大及び貸付け条件の改善を図るとともに、重度の後遺障害の保護者のもとにある児童に対しても十分な措置を講ずること。

四、本センターの役員員の選任については、その公正妥当を期すること。

自動車事故対策センター法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

自動車事故対策センター法案

自動車事故対策センター法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 設立(第十条—第十五条)
- 第三章 管理(第十六条—第三十条)
- 第四章 業務(第三十一条—第三十三条)

昭和四十八年七月十三日 参議院会議録第二十九号

自動車事故対策センター法案

第五章 財務及び会計(第三十四条—第四十三条)

(条)

第六章 監督(第四十四条—第四十五条)

第七章 雑則(第四十六条—第四十八条)

第八章 罰則(第四十九条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 自動車事故対策センターは、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付け等を行なうことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による損害賠償の保障制度と相まつて被害者の保護を増進することを目的とする。

(法人格)

第二条 自動車事故対策センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、センターの設立に際し、二億四千万円を出資するものとする。

3 センターは、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができ

る。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第四十六条第二項並びに第四十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、譲渡者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 センターは、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所))の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十条 センターを設立するには、自動車事故の発生の防止又は被害者の保護について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可)

発生の防止又は被害者の保護について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行なわれ、自動車事故の発生の防止に資し、及び被害者の保護を増進することが確実であると認められること。

第十三条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時にあって、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事

務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に依じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十七条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が

欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第十九条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十條 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十二条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任ししうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大

臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十六条 センターに、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第二十七条 評議員は、自動車事故の発生の防止又は被害者の保護について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 第二十条並びに第二十二條第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員の任命)

第二十八条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十九条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第三十一条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十二條第二項に規定する自動車運送事業(同法第四十六條の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなされる通運事業者の事業を含む)及び同法第二

条第五項に規定する軽車両等運送事業の用に供する自動車(以下単に「自動車」という。)の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行なうこと。

二 自動車の運転者に対し、適性診断(自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行ない、必要に応じて指導することをいう。)を行なうこと。

三 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行なうこと。

イ 自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者

ロ 自賠法第五章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者

四 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行なうこと。

イ 自動車事故により死亡した者の遺族である義務教育終了前の児童

ロ 自動車事故による損害賠償についての債

務名義を得た被害者であつて当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの。

五 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行なうこと。

六 自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行ない、その成果を普及すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 センターは、運輸大臣の認可を受けて、前条第一項第六号に掲げる業務の委託を受け、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第三十三条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五章 財務及び会計

第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十九条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(政府からの資金の貸付け)

第四十条 政府は、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

(補助金)

第四十一条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、センターの業務運

営費の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に必要事項は、運輸省令で定める。

第六章 監督

第四十四条 センターは、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告及び検査)

第四十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十六条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十七条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条第三項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十五条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第一項又は第四十二条の承認をしようとするとき。

三 第三十一条第一項第三号及び第四号又は第四十三条の運輸省令を定めようとするとき。

第八章 罰則

第四十九条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 自動車事故対策センター法案 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外一件

承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第七條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に自動車事故対策センターという文字を用いている者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「海洋水産資源開発センター」の下に、「自動車事故対策センター」を加える。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正)

第五条 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第四条第一項中「納付金、借入金」の下に、「自動車事故対策センターに対する貸付金の償還金」を、「繰入金」の下に、「自動車事故対策センターに対する出資金、貸付金及び補助金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策センター
法(昭和四十八年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策センター
法(昭和四十八年法律第...号)

(運輸省設置法の一部改正)

第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十二号の七の次に次の一号を加える。

四十二の八 自動車事故対策センターを監督すること。

第二十八條第一項に次の一号を加える。

二十六 自動車事故対策センターに関すること。

〔西村関一君登壇、拍手〕

○西村関一君 ただいま議題となりました自動車事故対策センター法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生防止に資するとともに、被害者の保護を増進するため、事業用自動車の運行管理者等に対する指導・講習、運転者に対する適性診断の実施、交通違反等被害者に対する必要な資金の貸し付け等を行なうことを目的とする自動車事故対策センターを設立しようとするものであります。

委員会におきましては、被害者保護をさらに徹底するため本センターの業務の充実強化及び貨物自動車の過積載の防止等、各般にわたる交通安全対策の推進に関する諸問題について熱心な質疑が重ねられました。その詳細は、会議録により御承知を願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、日本社会党神沢委員より、自賠責保険金限度額の引き上げ、交通違反に対する資金貸し付けの充実、センターの役職員の公正な選任等を内容とする四党共同提案の附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

日程第五 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

田正明君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律

(国有財産法の一部改正)

第一条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定により国会の議決を経なければならぬ場合又は政令で定める場合に該当するときは、大蔵大臣への協議は、要しないものとする。

第十四条第七号中「の使用又は収益の許可をしようとする」を、又は収益させよう」に改める。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一むねの建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

い。
第十八条第四項中「においては、当該地方公共団体、法人又は地方道路公社に前項の許可に係るを」とおいて、第一項ただし書の地上権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該に改める。

第十九条中「第二十五条まで」の下に「(前条第一項ただし書の規定により地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）」を加え、「前条第三項」を「前条第一項ただし書の貸付け若しくは地上権の設定又は同条第三項」に改める。

第二十二條第一項第一号中「ため池」の下に「用排水路」を加え、「又はと畜場」を「と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設」に改める。

第二十六條中「前五条」の下に「(鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）」を加える。

第二十八條第一号及び第二号中「費用の額」の下に「(当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額)」を加える。

第二十九條の前の見出し中「売払」を「売払い等」に改め、同条中「売払」を「売払い又は譲与」に改め、「買受人」の下に「又は譲与を受けた者」を加える。

第三十條第一項中「売払」を「売払い又は譲与」に改める。

第三十一條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「左の各号の一に該当する事由がある」を「当該財産の譲渡を受けたものの管理が適当でないと認める」に改め、各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしよとする場合において、普通財産の譲渡を受けたものが地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護会に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。

一 地方公共団体において、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條に規定する保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第十四條に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八條に規定する精神薄弱者援護施設のうち、政令で定めるものの用に供するときは、又は社会福祉法人(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))において、これらの法律の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行なう当該委託に係る保護若しくは措置の用に主として供する施設の用に供するときは、

二 地方公共団体又は更生緊急保護法(昭和

二十五年法律第二百三十三号)第三条第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であるもの(以下「更生保護会」という。))において、同項の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行なう更生保護の用に主として供する施設の用に供するときは、

三 地方公共団体において、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。))で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するときは、

第三條第一項第一号ロ中「昭和二十六年法律第四十五号」を削り、同号ハ中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「又は第九十八條」を削り、「学校(以下「学校」という。))の施設」を「学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。))」に改め、同号チ中「昭和二十五年法律第二百三十三号」を削り、同号に次のように加える。

ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの
ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの
ワ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの

第三條第一項第四号中「社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。))、更生緊急保護法第三條第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人(以下「更生保護会」という。))を「社会福祉法人、更生保護会」に、「学校」を「学

校施設」に改め、同条第二項中「(昭和二十五年法律第四十四号)」、「(昭和二十二年法律第六十四号)及び(昭和三十一年法律第三十三号)」を削る。

第四條を次のように改める。

第四條 削除
第六條中「第四條」を削り、「買受人」を「買受人又は譲与を受けた者」に改める。

第六條の二第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同条第二号中「共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、」を「共同住宅施設又は集团的に所在する居住の用に供する建物で、住民に貸し付けているもののうち」に改める。

地方公共団体が、普通財産のうち次に掲げる建物を取りこわして、その敷地を住民に賃貸する目的で経営する住宅施設又は公共の用に供する施設(これらの施設とあわせて建設する施設で政令で定めるものを含む。))の用に供する場合において、当該建物の居住者を当該住宅施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の場所へ移転させるため必要な措置をとるときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のものを時価からその七割以内を減額した対価で譲渡することができる。

第六條の二第二項中「前項の公営住宅等を建設しないとき、又は建設した公営住宅等にその建設のために取りこわした建物の居住者を収容しよとししない」を「同項に規定する施設の用に供しないとき、又は同項の収容をしよとせず若しくは同項の必要な措置をとらない」に改める。

第十條第一項中「旧軍用財産は、大蔵大臣が」を「普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「大蔵大臣」を「各省各庁

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外一件

の長に、「旧軍用財産」を「普通財産」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定普通財産の処理の特例)

第十条の二 賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつて普通財産で居住の用に供されてゐるもの(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されてゐるものを含む。)のうち政令で定めるもの(当該財産と一体として処分することが適当と認められる普通財産を含む。以下「特定普通財産」という。)を売り払うため特に必要がある場合において、当該特定普通財産につき使用する権利を有する者(当該特定普通財産が建物である場合におけるその敷地の所有者その他当該特定普通財産の譲渡を受けることについて特別の事情を有する者として政令で定める者を含む。以下「権利者等」という。)に対し、政令で定めるところにより、売却価額その他売却に關し必要な事項を提示して当該売却価額で買ひ受けるよう勧奨したときは、その勧奨を行つた特定普通財産は、当該権利者等に対し、当該勧奨の日から一年以内に限り、当該勧奨に係る売却価額により売り払ふことができる。

第十一條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができ、
一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護会、日本赤十字社又は公益事業その他の政令で定める事業を営む者に譲渡するとき。 十年
二 居住の用に供されてゐる普通財産を現に使用してゐる者に譲渡するとき。 十年
三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡するとき。 二十年
第十一條第二項中「第三十一條第二項及び第

三項」を「第三十一條第二項から第四項まで」に改め、同項後段を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国有財産法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に公共用財産の用途を廃止したことによつて生じた普通財産に対する第一条の規定による改正後の国有財産法第二十八條第一号又は第二号の規定の適用については、当該公共用財産の用途の廃止は、この法律の施行の日以後は、附されてゐないものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の国有財産法第三十一條第一項ただし書の規定による延納の特約に附された条件のうち、担保の徴取を内容とするもので地方公共団体に対する延納の特約に附されてゐるもの及び同条第三項第二号の解除を内容とするものは、この法律の施行の日以後は、附されてゐないものとみなす。

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の国有財産特別措置法(以下「旧措置法」という。)第六條の二第二項の規定により行なつた譲与又は譲渡に係る契約の解除については、なお従前の例による。

2 前条第二項の規定は、旧措置法第十一條第一項の規定による延納の特約に附された条件について準用する。

(社会福祉事業等の施設に關する措置法の廃止)
第四条 社会福祉事業等の施設に關する措置法(昭和三十三年法律第四十二号)は、廃止する。
2 旧社会福祉事業等の施設に關する措置法第二条の規定により貸し付けられた普通財産については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

第五條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第五十六條の五中「昭和二十七年法律第二十九号」の下に「第二条第二項第一号の規定又は同法」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條」を「第三十八條の二」に改める。

第四章中第三十八條の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第三十八條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(生活保護法の一部改正)

第七條 生活保護法の一部を次のように改正する。

第七十四條の二中「昭和二十七年法律第二百十九号」の下に「第二条第二項第一号の規定又は同法」を加える。

(国有林野法の一部改正)

第八條 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第二十五條まで」の下に「(鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一條及び第二十三條を除く。)」を加える。

(国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法の一部改正)

第九條 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法(昭和二十九年法律第二百二十七号)

の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「売却」を「売却又は譲与」に、「買受人」を「買受人又は譲与を受けた者」に改める。

第二条第二項中「第三十一條第二項及び第三項」を「第三十一條第二項から第四項まで」に、「前項但書」を「前項ただし書」に、「同条第三項中「第一項但書」を「同条第三項及び第四項中「第一項ただし書」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十条 精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十七條の二」に改める。

第五章中第二十七條の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第二十七條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(老人福祉法の一部改正)

第十一條 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「昭和二十七年法律第二百十九号」の下に「第二条第二項第一号の規定若しくは同法」を加える。

(国有農地等の売却に關する特別措置法の一部改正)

第十二條 国有農地等の売却に關する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十一條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第二項中「前項但書」を「同条第二項中「前項ただし書」とあ

り、又は同条第三項中「第一項ただし書」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)
第十三条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「同条第二項及び第三項(同項第二号を除く。)」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

(国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法等の改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第二条第二項の規定は、附則第九条又は前二条の規定による改正前の国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法第二条第一項、国有農地等の売払いに関する特別措置法第三条第一項又は国有林野の活用に関する法律第七條の規定による延納の特約に附された条件について準用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律

昭和四十八年七月十三日 参議院会議録第二十九号

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

(趣旨)

第一条 この法律は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)(以下「条約」という。)を実施するため、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)及び関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通関手帳 条約の定めるところに従い発給される条約第一条(d)に規定するA T Aカルネをいう。

二 保証団体 第五条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた者をいう。

三 輸入税 関税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号。以下「徴収法」という。)第二条第一号に規定する内国消費税をいう。

(通関手帳による通関等)

第三条 関税定率法第十七条第一項各号の物品のうち政令で定める物品は、通関手帳(保証団体が輸入税を保証する者として記載されているもの)に限る。第五条第一項及び第六項を除き、以下「輸入税」による輸入をすることができ、以下「保証団体の輸入」という。

2 関税法第六十三条第一項の規定に基づく運送(以下「保証運送」という。)は、通関手帳により行なうことができる。

3 通関手帳による物品の輸入又は保証運送をする者は、政令で定めるところにより、当該通関手帳につき保証団体の確認を受けなければならない。

(再輸出期間)

第四条 通関手帳による輸入がされる物品に対する関税定率法第十七条の規定の適用については、同条第一項の期間は、当該物品の輸入の許可の日から当該通関手帳の有効期限の到来する日までの期間(以下「有効期間」という。)とする。

ただし、同項第十一号に該当する物品については、当該有効期間が同項の政令で定める期間をこえる場合には、当該政令で定める期間とし、当該政令で定める期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた場合には、当該有効期間の範囲内において税関長が指定する期間とする。

(保証団体)

第五条 通関手帳を発給し、及び第三条の通関手帳による輸入又は保証運送がされる物品に係る輸入税を保証することができ、かつ、輸入税は大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 条約に基づく保証のための組織に加入することが確実な法人であること。

二 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足る能力があること。

4 保証団体は、通関手帳による輸入をした者又は通関手帳による保証運送の承認を受けた者が、関税定率法第十七条第四項(徴収法第十三条第三項において準用する場合を含む。)又は関税法第六十五条第一項及び徴収法第十一条第三項の規定により輸入税を徴収されることとなつたときは、条約の定めるところに従い、その者と連帯して当該輸入税を納付する義務を負う。

5 保証団体は、第三項第一号に規定する組織に加入したときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、通関手帳を発給してはならない。

7 保証団体は、その業務を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

8 大蔵大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。

9 前項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可を取り消された日前に発給された通関手帳があるときは、当該通関手帳については、当該認可を取り消された者を保証団体とみなして、この法律を適用する。

(担保の提供等)

第六条 大蔵大臣は、輸入税の保全のため必要があるとき、政令で定めるところにより、保証団体に対し、金額及び期間を指定し、輸入税につき担保の提供を命ずることができ、

2 大蔵大臣は、必要があるとき、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により担保を徴した場合において、保証団体が納付すべき輸入税がその納期限までに完納されないときは、税関長に、その担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。

4 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

(報告の徴収及び検査)

第七条 大蔵大臣は、必要があるとき、保証団体に対し業務若しくは財産に関する報告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

七七

第十三条第一項中「又は」を「若しくは疾病に
かり、又は通勤により負傷し、若しくは」に
め、同条第五項中「又は」を「若しくは疾病又は
勤による負傷若しくは」に、「行う」を「行な

七七三

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

加算した金額」とあるのは「金額」と、第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、俸給十二分月に達するまでの金額についてはは廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれ」とあるのは「退職一時金」とする。

第八十六条の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

2 公務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務傷病によらない廃疾が公務傷病によるものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき公務による廃疾年金の額をこえるときは、当該廃疾年金の額に相当する額とする。

4 廃疾一時金は、同一の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第二百二十条第一項中「公務」の下に「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくはは

これに相当する通勤を加える。

第二百二十一条第一項中「公務」の下に「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくははこれに相当する通勤」を加え、同条第二項中「公務」の下に「又は国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくははこれに相当する通勤」を加える。

附則第十三条の六第一項中「として」と、第八十六条の二第二項中「組合員期間」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する簡税等の俸給年額」として「に改める。

第八十六条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十条及び第二百二十一条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤災害又はこれに相当する通勤による災害について適用する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第九十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「並びに第七十二条第二項及び第三項を、第六十条第二項、第六十三条第四項、第六十六条第七項、第七十二条第二項及び第三項、第八十一条第二項中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償を受けている者」に關する部分、第八十三条第七項、第八十六条の二並びに第八十七條第四項」に改める。

(裁判官の災害補償に關する法律の一部改正)

第十條 裁判官の災害補償に關する法律(昭和三十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

本則中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正

第五十五條の二

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)

済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第十五条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「相当する給付」の下に「（地方公務員等共済組合法第百四十二条第一項の規定により同法の適用を受ける国家公務員にあつては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による通勤による災害に係る遺族補償）を加える。

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 たいだいま議題となりました法律案は、去る三月の人事院の意見の申し出に基づき、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対し、公務上の災害に準じた補償等を行なうとするもので、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用しようとするものであります。

委員会におきましては、通勤災害を公務災害としなかつた理由、ILO条約と今回の措置との関連、通勤災害の認定基準、補償年金額の改定のあり方等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、通勤途上の災害は公務上の災害とするものの検討など四項目にわたる五党共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

教育職員免許法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月二十六日 衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

教育職員免許法等の一部を改正する法律案 教育職員免許法等の一部を改正する法律（教育職員免許法の一部改正）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「の高等部」を削る。

第四条第五項第二号中「保健」の下に「看護、看護実習」を加える。

第五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、高等学校助教諭免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

二 高等専門学校を卒業した者

三 文部大臣が前二号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二第二項中「技能」を「領域の一部」に改め、同条第三項中「文部大臣の行なう試験（以下「高等」を「その免許状に係る教員資格認定試験」と改め、同条第四項を削り、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部大臣又は文部大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第十七条を次のように改める。

（盲学校等の教員の特例）

第十七条 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担当する教員の免許状の種類については、第四条第二項から第五項までの規定にかかわらず、学校の種類、特殊の教科等の別に文部省令で定める。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文及び第二号並びに第三項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学校において養護訓練の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定するいずれかの学校において養護訓練の教授を担当するために必要な同項の普通免許状を有する者であれば足りる。

附則第九項中「同法」を「同法第五十一条第一項若しくは二、同条第三項」を「同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項」に改める。

附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十四項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の三第一項」に改める。

別表第一中一般教育科目の欄を削り、備考第一号を次のように改める。

一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める。（別表第二から別表第七までの場合においても同様とする。）

別表第一備考第三号中「技術、家庭、農業」を「家庭、農業」に改め、「書道、保健体育、保健」の下に「看護」を加える。

別表第二中一般教育科目の欄を削る。

別表第三備考中第二号を削り、第一号の二を第二号とする。

別表第四備考に次の一号を加える。

三 この表の高等学校教育の二級普通免許状の項中第二欄に掲げる二級普通免許状には、第十六条の三第一項の免許状を含むものとし、当該免許状を有する者がこの表により文部省令で定める教科について的高等学校教育二級普通免許状を受けようとする場合には、高等学校教育の二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

別表第五第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

昭和四十八年七月十三日 参議院會議録第二十九号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十八項中「臨時免許状を有する者」の下に「(新法第六條第二項別表第六備考第二号の二に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を加える。

附則第二十一項及び第二十三項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六條の二第一項」を「第十六條の三第一項」に改める。

〔永野鎮雄君登壇、拍手〕

○永野鎮雄君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育界に広く人材を求め、教員の確保をはかるため、新たに教員資格認定試験制度を設けるとともに、高等学校教員の免許状の種類を増加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大学における本来の教員養成制度と教員資格認定試験制度との関係、高等学校の多様化と免許制度、特殊教育教員の養成等の問題について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員
堀出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 山田 勇君
内田 善利君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 藤井 恒男君
青島 幸男君 原田 立君
高田 浩運君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 三木 忠雄君
阿部 憲一君 木島 則夫君
萩原幽香子君 玉置 猛夫君
今 春聰君 峯山 昭範君
柏原 ヤス君 黒柳 明君
松下 正寿君 中沢伊登子君
川上 為治君 中尾 辰義君
田淵 哲也君 高山 恒雄君
温水 三郎君 濱田 幸雄君
山田 徹一君 二宮 文造君
多田 省吾君 白木義一郎君
小平 芳平君 向井 長年君
村尾 重雄君 小山邦太郎君
中村 登美君 斎藤 十朗君
中西 一郎君 君 健男君
細川 護熙君 原 文兵衛君
橋本 繁蔵君 中村 禎二君

棚辺 四郎君 竹内 藤男君
中山 太郎君 永野 鎮雄君
長屋 茂君 若林 正武君
松垣徳太郎君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田悠紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二木 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
山内 一郎君 宮崎 正雄君
木島 義夫君 小笠 公昭君
堀本 宜実君 大森 久司君
白井 勇君 植木 光教君
青木 一男君 植竹 春彦君
木内 四郎君 杉原 荒太郎君
上原 正吉君 松平 勇雄君
鋼木 亨弘君 古池 信三君
塚田十一郎君 鈴木 省吾君
大松 博文君 増田 盛君
矢野 登君 志村 愛子君
高橋 邦雄君 柴立 芳文君
古賀雷四郎君 黒住 忠行君
河本嘉久蔵君 初村瀧一郎君
渡辺一太郎君 山崎 竜男君
世耕 政隆君 斎藤 寿夫君
星野 重次君 上田 稔君
高橋雄之助君 佐田 一郎君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田藤麿君
木村 睦男君 柳田桃太郎君
船田 譲君 岩動 道行君
町村 金五君 橘 直治君
高橋文五郎君 岡本 悟君
徳永 正利君 鹿島 俊雄君
米田 正文君 柴田 栄君
大竹平八郎君 江藤 智君
伊藤 五郎君 平井 太郎君
安井 謙君 西田 信一君
後藤 義隆君 那 祐一君

迫水 久常君 吉武 恵市君
堀見 俊二君 鍋島 直昭君
山本敬三郎君 稻嶺 一郎君
寺下 岩蔵君 伊部 真君
田 英夫君 川野辺 静君
金井 元彦君 片山 正英君
堀木 又三君 工藤 良平君
嶋崎 均君 今泉 正二君
杉原 一雄君 園田 清充君
山本茂一郎君 藤田 正明君
平泉 涉君 沢田 政治君
野々山一三君 大橋 和孝君
杉山善太郎君 楠 正俊君
土屋 義彦君 松永 忠二君
森中 守義君 西村 関一君
平島 敏夫君 山下 春江君
阿具根 登君 中村 英男君
増原 恵吉君 山崎 昇君
八木 一郎君 田口長治郎君
加藤シヅエ君 羽生 三七君
鶴岡 哲夫君 藤原 道子君
辻 一彦君 鈴木 強君
須原 昭二君 佐々木静子君
小谷 守君 杏脱タケ子君
鈴木美枝子君 神沢 浄君
竹田 四郎君 加藤 進君
和田 静夫君 松本 英一君
田中寿美子君 小笠原貞子君
中村 波男君 川村 清一君
村田 秀三君 森 勝治君
星野 力君 塚田 大願君
小林 武君 松本 賢一君
矢山 有作君 瀬谷 英行君
渡辺 武君 西ヶ久保重光君
竹田 現照君 須藤 五郎君
大矢 正君 横川 正市君
小柳 勇君 戸叶 武君
河田 賢治君

加瀬 完君 小野 明君
足鹿 覺君 藤田 進君
秋山 長造君 野坂 参三君

商務委員 玉置 猛夫君
運輸委員 杉山善太郎君
建設委員 柳田桃太郎君
同 松本 英一君

理事 田淵 哲也君 (田淵哲也君の補欠)
理事 渡辺 武君 (須藤五郎君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

一、目的 有明・八代海における水銀等による環境汚染の実情を調査し、もつて公害対策の樹立に資する。
一、派遣委員
森中 守義 杉原 一雄
内田 善利 君 健男
原 文兵衛 高山 恒雄
沓脱タケ子

内閣総理大臣 田中 角榮君
國務大臣 (環境庁長官) 三木 武夫君
大蔵大臣 愛知 揆一君
文部大臣 奥野 誠亮君
農林大臣 櫻内 義雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
運輸大臣 新谷寅三郎君
労働大臣 加藤常太郎君
國務大臣 (総理府総務長官) 坪川 信三君

議院運営委員 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員 柳田桃太郎君
地方行政委員 玉置 猛夫君
法務委員 杉山善太郎君
同 松本 英一君
外務委員 辻 一彦君
大蔵委員 川村 清一君
文教委員 高橋雄之助君
農林水産委員 鹿島 俊雄君
同 吉田忠三郎君
同 小谷 守君
同 林田修紀夫君
同 加瀬 完君
同 古賀雷四郎君
同 鈴木 強君
同 須藤 五郎君
同 渡辺 武君

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
靖国神社法案 (橋本登美三郎君外十名提出)
内閣委員会に付託
国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案 (芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
瀬戸内海環境保全特別措置法案 (土井たか子君外三十名提出)
公害対策及び環境保全特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一、費用 概算三七四、六四〇円
右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和四十八年七月六日
公害対策及び環境保全特別委員長 森中 守義
参議院議長 河野 謙三殿
委員派遣承認要求書

政府委員
内閣法制局長官 吉國 一郎君

商務委員 玉置 猛夫君
運輸委員 杉山善太郎君
建設委員 柳田桃太郎君
同 松本 英一君
外務委員 辻 一彦君
大蔵委員 川村 清一君
文教委員 高橋雄之助君
農林水産委員 鹿島 俊雄君
同 吉田忠三郎君
同 小谷 守君
同 林田修紀夫君
同 加瀬 完君
同 古賀雷四郎君
同 鈴木 強君
同 須藤 五郎君
同 渡辺 武君

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
靖国神社法案 (橋本登美三郎君外十名提出)
内閣委員会に付託
国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案 (芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
瀬戸内海環境保全特別措置法案 (土井たか子君外三十名提出)
公害対策及び環境保全特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一、派遣委員
内閣委員 柳田桃太郎君
地方行政委員 玉置 猛夫君
法務委員 杉山善太郎君
同 松本 英一君
外務委員 辻 一彦君
大蔵委員 川村 清一君
文教委員 高橋雄之助君
農林水産委員 鹿島 俊雄君
同 吉田忠三郎君
同 小谷 守君
同 林田修紀夫君
同 加瀬 完君
同 古賀雷四郎君
同 鈴木 強君
同 須藤 五郎君
同 渡辺 武君

議長報告事項
一昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 須藤 五郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
靖国神社法案 (橋本登美三郎君外十名提出)
内閣委員会に付託
国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案 (芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
瀬戸内海環境保全特別措置法案 (土井たか子君外三十名提出)
公害対策及び環境保全特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一、目的 有明・八代海における水銀等による環境汚染の実情を調査し、もつて公害対策の樹立に資する。
一、派遣委員
森中 守義 杉原 一雄
内田 善利 君 健男
原 文兵衛 高山 恒雄
沓脱タケ子

内閣委員 古賀雷四郎君
地方行政委員 林田修紀夫君
法務委員 加瀬 完君
同 鈴木 強君
同 小谷 守君
同 吉田忠三郎君
同 鹿島 俊雄君
同 高橋雄之助君
同 川村 清一君
同 辻 一彦君

議院運営委員 須藤 五郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
靖国神社法案 (橋本登美三郎君外十名提出)
内閣委員会に付託
国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案 (芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
瀬戸内海環境保全特別措置法案 (土井たか子君外三十名提出)
公害対策及び環境保全特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一、派遣委員
内閣委員 柳田桃太郎君
地方行政委員 玉置 猛夫君
法務委員 杉山善太郎君
同 松本 英一君
外務委員 辻 一彦君
大蔵委員 川村 清一君
文教委員 高橋雄之助君
農林水産委員 鹿島 俊雄君
同 吉田忠三郎君
同 小谷 守君
同 林田修紀夫君
同 加瀬 完君
同 古賀雷四郎君
同 鈴木 強君
同 須藤 五郎君
同 渡辺 武君

外務委員 小谷 守君
大蔵委員 吉田忠三郎君
文教委員 鹿島 俊雄君
農林水産委員 高橋雄之助君
同 川村 清一君
同 辻 一彦君

議院運営委員 須藤 五郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
靖国神社法案 (橋本登美三郎君外十名提出)
内閣委員会に付託
国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案 (芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
瀬戸内海環境保全特別措置法案 (土井たか子君外三十名提出)
公害対策及び環境保全特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一、派遣委員
内閣委員 柳田桃太郎君
地方行政委員 玉置 猛夫君
法務委員 杉山善太郎君
同 松本 英一君
外務委員 辻 一彦君
大蔵委員 川村 清一君
文教委員 高橋雄之助君
農林水産委員 鹿島 俊雄君
同 吉田忠三郎君
同 小谷 守君
同 林田修紀夫君
同 加瀬 完君
同 古賀雷四郎君
同 鈴木 強君
同 須藤 五郎君
同 渡辺 武君

昭和四十八年七月十日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

同日委員長から左の報告書が提出された。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案可決報告書

自動車事故対策センター法案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書(鈴木強君提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船積荷保険臨時措置法案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船積荷保険臨時措置法

水産業協同組合法の一部を改正する法律

昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 松本 英一君

同 杉山善太郎君

運輸委員 伊部 真君

建設委員 鈴木 強君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 鈴木 強君

同 伊部 真君

運輸委員 杉山善太郎君

建設委員 松本 英一君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外一

名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関

条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例

に関する法律案可決報告書

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

可決報告書

教育職員免許法等の一部を改正する法律案可決

報告書

〔第二十六号参照〕

審査報告書

総合研究開発機構法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月五日

参議院議長 河野 謙三殿

商工委員長 佐田 一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、広範な現代社会の諸問題を解明

するための総合的な研究開発の実施、助成及び

研究開発に関する研究者の養成等を推進する機

関として、官民共同出資による総合研究開発機

構を設立しようとするものであつて、おおむね

妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、広範な現代社会の諸問題を解明

するための総合的な研究開発の実施、助成及び

研究開発に関する研究者の養成等を推進する機

関として、官民共同出資による総合研究開発機

構を設立しようとするものであつて、おおむね

妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年

度一般会計予算において、総合研究開発機構へ

の出資金として三十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について

努力すべきである。

一、機構に対する民間出資者が特定の企業、団体

にかたよることのないよう指導するとともに、

機構の役員及び研究評議員の選並びに機構の

運営については、機構の中立性、独立性が確保

されるよう慎重を期すること。

一、機構の運営にあつては、研究評議会の審議

を要すること。

結果が十分反映されるよう指導するとともに、

機構が実施した研究開発の成果が国の政策に積極的に活用、利用されるよう努めること。

一、機構が実施する業務の分野及び範囲並びに人材の確保等については、民間シンクタンクと競合せぬよう十分調整すること。

一、機構に結集する研究者の身分、待遇等については、十分な優遇措置が講ぜられるよう指導援助するとともに、これを定款その他により明確化させるよう努めること。

一、機構が巨額の資金を運用することにかんがみ、その事務職員については、有能な人材を定数的にも十分確保し、いやすくも経理面で疑惑を生ぜしめないよう指導すること。

一、知的生産物に対する法的保護、シンクタンクに対する寄附金に関する税法上の優遇措置等シンクタンク成立のための基盤整備について早急に検討すること。

右決議する。

審査報告書

地価公示法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月五日

建設委員長 野々山二三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地価公示の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大するとともに、地価公示の対象区域において、土地取引を行なう者は、公示価格を指標として取引を行なうよう努めなければならないとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月五日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、現在の恩給年額を、本年十月分以降二・三・四増の額に改定する等の措置を講ずるとともに、七十歳以上の高齢者等に係る恩給格差の是正および旧軍人等の加算年の金額計算への算入、六十歳以上六十五歳未満の旧軍人等の加算減算率の緩和、一般文官の職務加算年の取扱

いの改善および抑留加算の適用、特別加給および扶養加給の増額、教育職員の勤続加給条件の緩和、準公務員の在職期間の通算方法の改善、外国特殊機関職員の在職期間通算条件の緩和、戦犯容疑者の拘禁期間の通算等を図り、あわせて恩給外所得による普通恩給の停止基準を緩和しようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約二百五十六億円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

一、恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするよりその制度化を図るとともに、退職年次及び公務員別による恩給格差の是正措置を講ずること。

一、恩給の最低保障額については、他の公的年金の最低保障額との均衡を考慮して短期在職者への措置を含みその抜本的改善を図ること。

一、旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給の途を講ずること。

右決議する。

審査報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月五日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている既裁定の年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格の緩和、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金および給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ、外国特殊機関職員等の期間の組合員期間への通算条件の緩和等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、昭和四十八年度約七十七億一千万円である。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等

共済組合からの年金については、国家公務員及び公共企業体職員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一、共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

一、長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

一、旧令及び旧法による年金額の改善に努めること。

一、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異について、是正すること。

一、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一、長期に勤続した組合員が退職した場合においても、療養の給付が受けられるよう配慮すること。

一、労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

一、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。
右決議する。

審査報告書

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月五日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共企業体職員等共済組合法等の規定により支給されている既裁定の年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、遺族年金の支給要件の緩和、外国特殊機関職員の在職期間を組合員期間へ算入する条件

の緩和等の措置を講ずるほか、公共企業体職員の通勤による災害に対し補償しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、昭和四十八年度約百三億二千九百万円である。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国家公務員及び公共企業体職員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一、共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

一、長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

一、旧令及び旧法による年金額の改善に努めること。

一、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異について、是正すること。

一、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一、長期に勤続した組合員が退職した場合においても、療養の給付が受けられるよう配慮すること。

一、労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

一、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。
右決議する。

昭和四十八年七月十三日 参議院会議録第二十九号

七八二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大内)